令和元年度 第1回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時:令和元年10月9日(水)(18時00分)18時18分~18時54分

場 所:市役所公室

出席委員:11名

小内純子(会長)、高橋さおり(副会長)、伊藤留美子、浦嶋昭三、 内海信雄、塩山慎一、大内美枝子、五十嵐拓也、大西順子、久保康弘、 堀昌美

欠席委員:1名

鈴木誠

事 務 局:5名

川上生活環境部長、金子生活環境部次長、 松井市民生活課市民協働担当参事、大橋市民生活課市民協働担当主査、

大西市民生活課市民協働担当主任

傍 聴 者: 0名

次 第: 1 委嘱状交付

- 2 挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長、副会長 互選
- 5 開会
- 6 議事

(1) 江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について

- 7 その他
- 8 閉会

小内会長

それでは、令和元年度第1回江別市男女共同参画審議会を開会いたします。 次第6の議事に入ります。

(1) 江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について、事務局より説明願います。

事務局

資料2をごらんください。

事前にお配りしております冊子、江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について、説明させていただきます。

計画の説明の前に、男女共同参画の定義についてご説明いたします。

下段の右下に小さく1と打ってあるページをごらんください。

国で制定した男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会について、記載のとおり定義しております。

これは、男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることで、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができるということです。こういった社会を目指すということが、法で定められております。

それでは、江別市男女共同参画基本計画について、ご説明させていただきます。 1枚めくっていただいて、右下に2と打ってあるページをごらんください。

第1章、基本的な考え方から、ご説明いたします。

まず、江別市における計画の策定に至る経過についてです。

平成11年施行の国の男女共同参画社会基本法では、市町村の男女共同参画に 関する計画策定は努力義務でしたが、江別市では、男女共同参画社会を積極的に 推進するための指針として平成14年度に計画を策定しております。

さらに、平成20年度には、江別市男女共同参画を推進するための条例を制定 しております。

条例では、性別による不平等をなくし、支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会を目指すこととしており、市、市民、事業者等の責務を明らかにし、基本理念や市の施策の基本となる事項を定める内容となっております。

下段3ページをごらんください。

平成25年度に、男女共同参画審議会のご意見をいただく中で、新たな計画を 策定いたしました。

この位置付けとしては、江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づく、総合的、計画的に施策を推進するための指針で、江別市の6期目の総合計画であるえべつ未来づくりビジョンを推進するための個別計画との位置付けとなっております。

計画期間は平成26年度から35年度までですが、昨年度、計画の中間年として見直しを行い、この計画の一部を、平成27年8月に制定された女性活躍推進法に基づく市町村推進計画(女性活躍推進計画)と位置付けました。

計画の構成は、男女共同参画を進めるために、長期的な展望に立った7つの基本方針と、市が主体的かつ重点的に取り組む2つの重点項目からなっています。 次のページ上段、4ページをごらんください。

基本方針1の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進です。

現状と課題ですが、市では講演会等の開催などにより、啓発に努めてきましたが、中間見直し時の市民アンケート調査では、男性は仕事、女性は家事や育児と考える方が32.4%と、まだ3割以上を占めています。

また、家事や子育て、介護、地域活動への参画が進まない背景として考えられる、男性自身が持っている固定的性別役割分担意識を解消する必要があること。 さらに、学校や家庭での教育など、子供の頃から男女平等意識の重要性を伝えることが必要であるとしております。

今回の計画で取り入れている、男性にとっての男女共同参画の推進、子供の頃からの男女平等意識の醸成という項目については、この基本方針1の意識づくり 啓発の中で取り組んでいくこととしております。

長い期間を掛けて培われてきた意識を変えていくためには、あらゆる年齢層の方への広報・啓発の推進に取り組んでいく必要があるものと考えております。

また、中間見直しでは新たな取組として、性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT等性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めていくとしています。

一番下に記載しているのは、市の関連計画です。

市の各部局がそれぞれの計画を男女共同参画の視点を持って進めていくこととしております。

下段5ページをごらん下さい。

次は、基本方針2、政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活か した政策の推進という項目です。

江別市男女共同参画を推進するための条例においては、審議会等の委員の数を、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないように努めるものと規定されており、登用率の向上に努めてきましたが、平成30年4月1日現在で26.0%、今年の4月1日現在でも28.8%と、依然として低い状態であります。

江別市職員の女性割合については、平成30年4月1日現在が25.9%、平成31年4月1日現在が26.4%となっております。

また、管理職の女性割合については、平成30年4月1日現在で5.8%、平成31年4月1日現在も5.8%となっております。

主な取組としては、引き続き、市が設置する審議会等における女性委員の登用 拡大を図ることと、また、江別市職員に対しては、研修等を通じた男女共同参画 意識の醸成、女性職員のキャリアアップの支援、女性の人材育成を目的としたセ ミナーの開催を行うこととしております。

次のページ上段の、6ページをごらんください。

基本方針3、就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進です。

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの法整備等により、労働環境の改善が図られてきましたが、右上にあります、縦軸を労働力率、横軸を年齢階級別にした表では、30代で女性の労働力率が落ち込むM字カーブは以前と比べてカーブが浅くなっているものの、まだ解消されていない状況です。

また、平成27年の国勢調査では、江別市で働く女性の65.3%が非正規雇用となっており、その当時で全国より10%ほど高い状況でありました。

今後、急速な少子高齢化の進行により、介護による就業の中断ということも可能性として考えられますので、女性が働き続けることができる環境の整備と、結婚、出産等を機に離職した人たちの仕事復帰に対する支援が課題であります。

これらを踏まえ、主な取組としては、均等な雇用機会と待遇の確保とセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・介護を理由とするハラスメントの防止に向けた 啓発、女性が働きやすい環境が整備されるよう、企業に向けてワーク・ライフ・ バランスを推進するほか、事業所内保育所の助成や介護離職の防止に向けた支援 など、国の制度等の周知に努めることとしております。

下段7ページをごらんください。

基本方針4、子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進です。

市民アンケートの結果では、仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改めることが男女共同参画社会を目指す上で重要であると回答した方が男女ともに多く、特に30代の子育て世代では68.1%と高い割合となっています。

今後、さらに女性の社会進出が進むことが予想されることから、仕事と子育て や介護などを両立できる環境を整備することが重要になってきます。

そのため、仕事と家庭のバランスの取れた生活ができるようワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発や、子育ても介護も男女がともに支え合っていくことやそれを社会全体で支援することの重要性の意識啓発の充実を図り、子育てや介護等、家庭と仕事の両立ができるよう、子育て支援の充実や高齢者が安心して暮らせる環境づくりの整備に努めます。

次のページ上段、8ページをごらんください。

基本方針5、あらゆる暴力根絶の取組です。

国におきましても、法整備を進め暴力の根絶に取り組んでいますが、DVやストーカー行為は後を絶たず、命に関わる重大な事件も相次いでいる状況です。

また、DVはその家庭に育った子供に、情緒面や心身の発達などの影響を与えることがあります。

そのようなことから、女性に対する暴力の被害者に対しては、被害の潜在化の 防止や、関係機関と連携を強化し対応することが必要となってきます。

セクハラやストーカー、DVなど女性に対する暴力は、個人の問題ではなく、 社会的な人権侵害行為であるという認識を広く浸透させる啓発が必要です。

また、DV被害防止のために、若年層への周知や被害者支援のための連携強化と、子供の前で家族に暴力をふるう面前DV防止に向けた啓発と関係機関との連

携強化に力を入れ、相談窓口をホームページなどや広報などで周知いたします。 その下、9ページをごらんください。

基本方針6の生涯にわたる男女の健康支援です。

女性も男性も、互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提となります。

男女は異なる健康上の問題に直面することがありますし、特に女性は、妊娠や出産に際し、女性特有の様々な問題を心身に抱えることがあります。

市では、平成29年4月に健康都市えべつを宣言し、誰もが健康的に安心して 暮らせるえべつを目指しています。

妊娠・出産に対する正しい知識や情報の普及とともに、性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透を図り、女性特有の病気を早期発見するための検診の 重要性の啓発や健康づくり情報の発信を行っていくこととしております。

また、日頃から健康を意識し、検(健)診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

次のページ上段、10ページをごらんください。

基本方針7、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備です。

東日本大震災では、女性の視点を欠いた避難所運営により不都合を生じた事例 もあり、こういった教訓から、災害・復興時における男女共同参画の重要性が言 われています。

女性の意見の反映のためには、防災活動の場に女性が参画できる仕組みと女性 自身が自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識改革を進めることが必要です。

そこで、主な取組として、防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を促進し、女性の目線を重視した防災体制の整備や避難所訓練の実施防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

以上が7つの基本方針です。

次に下段、11ページをごらんください。

第3章、重点項目についてです。

男女共同参画の実現に向けた取組は、範囲が非常に広く多岐にわたっており、さらに、的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画では、1の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進と2の働く女性のための環境整備を重点項目に設定しております。まず、重点項目の1つ目です。

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、意識改革であると考えています。

啓発活動による即時効果は、難しい面もありますが、より多くの方に男女共同 参画に関する認識を深めていただくことが、あらゆる事業の基本となることか ら、分かりやすい広報や啓発活動を様々な機会を通じて進めることとしておりま す。

また、性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT等性的 少数者への理解促進に向けた啓発に努めていくとしてします。

次のページ上段、12ページをごらんください。

2つ目の重点項目、働く女性のための環境整備です。

国は、平成27年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは、経済の活性化に結び付く重要な課題ですが、実際には、就労や就業継続の面で多くの課題があると言えます。こうした課題に対して、女性が働き続けられる環境の整備に、より積極的に取り組む必要があります。

主に、働きたい女性のための就職支援や関係機関との連携による各種セミナーの開催や、事業所内保育所の助成への支援、介護離職防止に向けた支援など国の制度を周知します。また、子育で情報の提供や待機児童解消対策などに取り組むこととしております。

次に下段、13ページをごらんください。

平成24年度の本計画作成時と、中間見直し時の現状値を踏まえ、2023年度までの数値目標を設定しております。

地域、家庭、職場における男女平等についてなど、アンケートで取得した現状 値に対して、目標値を設定し、進捗状況を把握した上で、効果的な推進につなげ ていきたいと考えております。

最後に、次ページ上段、14ページをごらんください。

第4章の推進体制について、1から5の項目を記載しております。

1番目の進捗状況については、重点項目の適切な進行管理を行うこととし、条例の規定に基づき、報告書を作成して、毎年公表することとしております。

2番目の庁内の推進体制については、男女共同参画社会の実現は、市民生活の あらゆる分野に関わる問題であることから、様々な施策を総合的に推進するため に、関係部局間の連携を深め、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現を行政 課題として捉え、施策を推進するとしております。

3番目の審議会については、条例により市長の諮問機関として男女共同参画審議会を設置することを記載しております。

4番目は調査研究を行うこと、5番目は市民や企業、関係機関、団体と協力・ 連携して総合的に取組を進めることとしております。

以上、江別市の男女共同参画基本計画中間見直し版について、簡単ではありますが、ご説明させていただきました。

なお、例年報告しております前年度(平成30年度)の取組状況につきましては、次回の審議会でご報告いたします。

小内会長

ただいま、事務局より中間見直し版の概要の説明がありましたが、確認等はございませんか。

大西委員

用語のことで申し訳ないのですが、資料4ページと8ページの現状と課題のと ころに子供とあるのですが、子供の供は一般的には漢字は使用しないものと思い ます。計画では平仮名になっていますし、ここは直していただければと思います。

事務局

中間見直し版では、平仮名にしておりまして、今回提出しております資料との整合が取れておりませんでした。申し訳ございません。

本日お渡ししている資料を今後、活用するわけではないのですが、修正しておきます。

小内委員

ありがとうございました。 他に気になるところ等はございますか。

大西委員

送っていただいた計画を読んだのですが、13ページの割合、例えば1番の平等になっているか。計画には細かいアンケートの結果がありますが、男の人と女の人を平均するとこの数値になるのですが、男女で低いものでも10%。20%くらい違いがあるものもある。その点を認識されて、男性の意識改革というところにきていると思うのですが、その辺の分析はされているのでしょうか。

小内会長

策定過程でも、最初は男女別の目標を設定するという案もあったのですが、そ の辺の説明を事務局からお願いします。

大西委員

つけ足しますが、男の人は比較的平等だと認識しているという数字がすごく高いが、女の人は平等だという認識が低い。その間のギャップが大きいのかなと。 それが平均化されているから数字としては少しアップしているように見えていますが、この辺の問題はなかったのでしょうか。

事務局

今ほどお話がありました件につきましては、昨年度の審議会でいろいろとご協議をいただいたまさにポイントの一つであったと思っております。この中間見直し版の冊子の4ページごらんいただければと思いますが、今ほど委員からお話がありました、例えば中段に図2男女の平等感というグラフがございますけれども、最下段の家庭生活というところをごらんいただければ、全体としては50.4%の方が平等であると認識されております。ただその割合としては、男性は60.4%、女性が43.3%ということで、20%程度の差がある。これを足して2で割れば50%という平均になるのかなと。お話のありましたとおり、男性の方が平等であるという認識を持っている方が高く、家庭生活においては、乱暴な言い方をすれば、ご主人の方は平等と思っている方が多いけれども、奥様の方はそうは思ってはいないという方が多いのかなということは、昨年度の審議会でも協議をいただいた内容でございまして、この辺は十分に認識をしております。今回数値目標として掲げておりますこの家庭生活についても、当初の案として

は、男女別に目標値を掲げてもいいのかなというようなお話がありましたが、この計画としては、これまでどおりで、これは10年間の計画の中間見直し版ということもございまして、男女合わせた全体の数値で目標値を上げていこうというような協議をしたところでございます。

例えば市の施策として、男性に対して、女性に対して、個別の対応というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、こういった差があるということを認識しながら啓発を進めていくというふうに考えております。

小内会長

数値目標としては合算になっていますが、実際にデータが出てきたときには、 男性の意識はどうかということを審議会でチェックしながら進めていくという ことになると思います。

大西委員

トータルとしては男女別に出す必要はないと思っているのです。ただ、片方は、自分たちは差別してないよと。けれども、受ける側は私たちは差別されているというその認識のずれがすごいということなので、そういう意味では、意識改革ということが大事なのだということが、数字を見ただけで分かるのではないかと。これが家庭生活だけではなく、職場や他のところもそういう傾向があるのですけれども、だからその辺のずれをまず埋めていかないと、なかなか進んでいかないかなと感じました。

事務局

若干補足させていただきますけれども、今回、皆さんのお手元にある冊子は、中間見直し後の計画で、今後5年間の計画なのですが、また計画を検討していく時期が来るのですが、今委員がおっしゃられた男女の意識の差というのを、次の計画ではどういうふうな考え方で計画に盛り込んでいくかというのを、皆さんの任期は2年間ですけれども、今日のお話も踏まえながら、計画に反映させていくということになるのではないかと思います。

小内会長

他に確認したいことはありますか。

久保委員

今のことですが、年代別という観点はなかったのでしょうか。というのは、啓発は非常に重要であるということは、多分当初からあったのではと思います。そこから5年10年と長い年月をかけてこの審議会が進んで来たのだと思いますが、私は学校にいたものですから、あらゆる階層が啓発を受けて、この課題について取り組むと。そうすればより良くなる。例えば小学校だとか中学校だとかも含めた中で啓発が進んでいけば、5年10年とたったとき、彼らは社会のかなりの働き手として非常に活躍をされている。彼らの中で男女共同参画の意識が芽生えているのであれば、あとはこれを続けていけば、10年後にさらにこの人たちは多く膨らんでいくということになると思います。そういったときに、年代別の調査をしないと、何が変化しているのか見えてこないのではないかなという気がしたのですね。そういう観点というのはどうでしょうか。

事務局

昨年の議論の中では、年代別というような細かなと言いますか、そういった部分でどうのこうのということまでは、話の中ではあったかもしれませんが、当時は実際にどれくらいの差があるのかというのはお示しをしている訳ではございません。今ほどの年代別の割合につきましては、第2回の審議会におきまして、どういった形でお示しできるか検討させていただきたいと思います。可能な限り年代別で出せるような形でご提示させていただければと思っております。

小内会長

他の方はよろしいでしょうか。

五十嵐委員

今の年代に絡むことなのですが、アンケートは無作為抽出で、江別市内で江別地区、野幌地区、大麻地区と、平等性が保たれるように送って返してもらうという形になっていると思うのですが、返ってきている年齢とか性別とかが出てこないと、極論を言えば、1,000人に送って、70代の方が一人返してきたらその人の意見が100%となりますよね。だからそこは、もし年齢とかで出すのであれば、そこも出さないと厳しいというか、すごいことになってしまうかなというような感じもします。10代の方が誰も返してこなければ、返してきてないから0%となり、そうすると10代の方は何も考えていないのかというようなことにもなりかねない。年齢を出すのはとても重要で、おっしゃられたようにどういうふうに変化しているのかというのは、とても重要だと思うのですけれども、ただ、どれだけが分母かというところを見てみないと、なかなか一概に言えないかなと。

事務局

こちらのアンケートは毎年、市民の方2,500人に対してお送りしているものでございまして、お話にありましたとおり、どういった方がどういった回答をされているかというところも検討させていただいて、可能な範囲でお示しをしたいと。その中でこういう割合だとご認識いただければと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

小内会長

次回の審議会で、アンケートの結果をお示しいただくということでよろしいで しょうか。

伊藤委員

今、2,500名のアンケートとお話があったのですが、今江別市は10万都市で、それで、2,500名というのは多いのか少ないのか。私は少ないと思うのですが。

小内会長

多いです。世論調査などは普通500あれば非常に多いデータなので、2,500というのは、自治体でないとなかなかできないもので、数としては十分です。

事務局

もう少し説明させていただきますと、市民アンケートというのは毎年実施して

いるものでありまして、無作為抽出で実施しているのですけれども、今ほど2,500人という話をしましたが、大きく分けて2種類のアンケートを2,500人ずつに分けて、合わせて毎年5,000人の方を対象にアンケートをしております。この男女については片方のアンケートですので、5,000人のうちの2,500人に対して発送しているという状況でございます。市としては、毎年5,000人の方を対象に、いろいろな視点でアンケートを取っているという状況になっております。

浦嶋委員

アンケートは年代を分けて取っているのですか。無作為にされていますが、どこの年代を多くということではなく、年代別も考慮してアンケートを取っているのですか。

小内会長

無作為抽出は一種のくじ引きみたいなものですけれども、主観を入れないでやるものなので、江別市の人口についても、誤差はあるのですが、統計的に許される範囲で縮図になるように取れる、そういう手法なので、それは心配ないです。 無作為抽出とはそういうやり方なので。質問の中で年齢は聞いていますよね。

調査方法として、江別市の人口分布の40代何人とかの割合の、だいたい縮図になるように統計的に許される範囲の、誤差の入る中で取れる手法なので。しかも2,500はなかなかで、我々大学でやるとしたら500やって300くらい返ってくるくらいでやってもきちんとできますので、2,500といえば、そういう点でも信頼ができる調査だと思います。100%正しいという訳ではないので、結果について疑ってみるというのも大事かなと思います。

五十嵐委員

冒頭市長のご挨拶にもあったのですけれども、結婚、出産、家事等就労、女性 が働き続けられる環境の整備、事業所内保育施設の助成・支援、制度を周知する とあるのですが、何年か前の審議会で江別市の待機児童についてお伺いしたこと があるのです。7月、8月くらいにお聞きして、11月くらいに回答をいただい たのですが、4月の段階では数人待機児童がいたのだけれども、7月、8月の段 階でゼロになったという回答をいただきました。今年度、私の情報が古いのかも しれませんが、数十名規模の待機児童がいるという情報が入りました。これは、 私が調べたわけではないので分からないのですけれども、何年か前まではゼロだ ったものが、数十名規模になっている。ということは、どういうことなのかなと。 別に統計を取ったわけではないですが、考えてみたのですけれども、人口は社会 増ですよね。野幌ですとか東野幌ですとか、今は元江別とかを宅地造成して。江 別市は、施策として子育てしやすいまちですよというような部分で、札幌に働い ている方だとかが、家族で江別市に引っ越してくるわけですよね。それで、待機 児童がもし増えているのであれば、その施策自体が間違っているという話ではな くて、この男女共同参画基本計画とも相反してはいないですけれども、あれって いうところがあるのですよね。ですので、待機児童がだいたいどれ位今いるのか。 今すぐでなくても結構なので、どれ位いて、その理由はと。自然減なわけですか ら。社会増で自然減ですよね、江別の場合は。それで人口が増えていますよね。 自然減ということは、生まれている人は少ないということですよね、亡くなって いる方よりも。にもかかわらず待機児童が増えている。増えているかどうかは分 からないのですが、そういう情報があったので。この審議会で、何年か前にゼロ だったのに、それだけ増えているというのはどうなっているのか。それも含めて、 保育所の支援ですとか働きやすい環境づくりをやっていかなければならないの かなと思ったので、質問をさせていただきました。

事務局

今ほどの待機児童の関係は、所管の部署へ人数ですとかその背景ですとか、その辺は確認をさせていただいて、次回の審議会でご説明させていただきたいというふうに思っております。

小内会長

他に質問はございますか。

(なし)

小内会長

次に、次第7のその他について、各委員から何かございますか。

(なし)

小内会長

事務局から何かございますか。

事務局

啓発等を目的として開催しておりますセミナーについてご案内いたします。

審議会の開催案内にチラシを同封いたしましたが、男女共同参画セミナー令和元年、誰もが介護する時代に向けてを開催します。10月20日日曜日、江別市民会館37号室。時間は、講演が午後1時30分から、ワークショップが午後3時15分から。講師は、札幌学院大学准教授新田雅子氏と介護経験者小笠原宏氏です。

ご都合がつきましたら、是非ご参加いただきますようお願いいたします。参加可能な方は、この会議終了後にお申し込みいただくか、10月16日までにお申し込みください。

事務局からは以上でございます。

小内会長

それでは、第1回男女共同参画審議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。